

特記仕様書

甲府市令和5年版「土木工事共通仕様書」によること。また、これに特に定めのない事項については、国土交通省 関東地方整備局令和8年3月改定「土木工事写真管理基準」及び山梨県県土整備部監修令和7年10月改定『建設工事必携』によること。
本工事の施工にあたって、特記仕様書に明記なき事項等については、土木工事共通仕様書、工事請負契約書、工事打合簿によるものとする。

なお、工程計画を綿密に立て、工期内完成検査を厳守すること。また、工事中途において諸問題が発生したときは、早期に監督員と協議し指示を受けること。

協議及び承諾に関する特記仕様

- 設計内容に係るものはもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりその都度処理するものとし、遅滞無く監督員に打合簿を提出すること。監督員の了解・承諾のある前に施工した場合、現場の修正等が生じた際には、受注者の責任として行うこと。

工事情報共有システムに関する特記仕様

- 本工事は、工事打合簿における協議について、「情報共有システム」の利用をすることが可能である。利用については、監督員と協議のうえ、「甲府市情報共有システム利用要綱」及び「甲府市情報共有システム機能仕様書」によるものとする。

施工上の注意に関する特記仕様

- 本工事において、設計書照査及び起工測量の結果を監督員に提出するとともに現地状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
また、労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
- 本工事においては、工程計画を綿密に立て、全体詳細工程表及び月毎の履行報告書(現場進捗状況が確認できる現場写真等を添付)を工事打合簿にて提出すること。また、2週間毎の週間工程表(予定・実施:様式は指定無)については、監督員と協議し、指示を受けること。
- 本工事においては、工種に応じた適切な出来形・品質及び写真管理等を実施するものとする。

段階確認等に関する特記仕様

段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、次のものとする。

- 段階確認の施工計画作成
段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成すること。なお、施工計画書に含めて提出しなければならない。
- 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、事前に社内検査結果出来形及び写真を監督員に提出すること。
- 段階確認時の注意事項
段階確認においては、検査(確認)部分の出来形が確認できる資料(段階確認箇所・段階確認内容・段階確認工程表該当部分明示・社内検査結果出来形及び写真)を事前に作成し、監督員に提出すること。
- その他
段階確認の計画書について、監督員の承諾を得た場合は、受注者の様式により管理できる。

関係法令等の遵守と手続きに関する特記仕様

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、河川法、騒音規制法、振動規制法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督員に報告すること。

また、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

工期に関する特記仕様

本工事の工期は、雨天・日曜日・祝日及び年末年始休暇を含んでいる。
ただし、やむを得ず土曜・休日等に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出ること。

週休2日制適用工事に関する特記仕様

- 本工事は、週休2日制適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むことができる。
- 週休2日制の取り組みについては、施工計画書を提出すること。
- 取り扱いについては、令和8年5月15日から適用する「週休2日制適用工事実施要綱」による。

創意工夫・工事特性・社会性等実施状況に関する特記仕様

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、工事特性への対応に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により提出することができる。実施前には計画書を監督員に提出し確認を受けること。

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に関する特記仕様

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

下請施工体系図の作成及び提出に関する特記仕様

1. 「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
2. 提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
3. 提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

安全・訓練等の実施に関する特記仕様

1. 安全・訓練等の実施
本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日（4時間）以上の時間を割り当て次の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容等の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
3. 安全・訓練等の実施状況報告
安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事報告（工事日誌）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、すみやかに中間報告するものとする。

安全管理に関する特記仕様

1. 交通管理
工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、甲府市または山梨県土木整備部発行の「道路工事交通保安施設設置基準書」（以下、設置基準）に示した安全施設について、工事現場内における標示施設・防護施設の設置及び交通誘導員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には充分留意すること。
2. 一般事項
 - ① 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者との協議及び安全施設設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行うほか必要な標示板を設置する。
 - ② 一般車両の侵入を防ぐ必要がある場合は、バリケードを設置する。
 - ③ 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持及び保守点検を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すこと。
 - ④ 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ⑤ さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ⑥ 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようすること。
 - ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ⑧ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようすること。
 - ⑨ 過積載と疑わしい車輛を排除するため、過積載防止に関する指導を徹底するとともに、その対策を施工計画書に記載すること。
なお、過積載の改善を指導された場合は、改善結果を文書で報告すること。
 - ⑩ 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた保安施設配置図等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。
 - ⑪ 豪雨、出水、その他天災に関して具体的な対策の計画を作成し、監督員に提出すること。
3. 特記事項
 - ① 安全施設の設置時間
作業時間中は、設置基準により交通誘導員を配置する。
工事を開始する約1週間前から工事を開始するまでの間、工事情報看板（予告板）を設置する。
現場着工時に設置基準により、必要な安全施設を設置する。
工事終了日（目的物引渡日）まで、安全施設を設置し、現場を管理すること。
 - ② 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
 - ③ 所轄警察署、地域住民等、第三者との協議による安全施設の変更は柔軟に対応し、交通の安全には十分留意すること。
 - ④ 警察署からの道路使用許可書（写し）を工事打合せ簿にて提出すること。また、変更が生じた場合も、工事打合せ簿により提出すること。
4. 交通誘導員
本工事の施工に際し、現場の安全管理のために次のとおり交通誘導員による交通誘導警備業務を実施するものとする。
 - ① 交通誘導員の期間及び配置人員：最低配置人数は次のとおりとする。
作業時：2人配置
施工日数：概ね50日間
 - ② 交通整理の時間帯：概ね8:00～17:00 実労8時間（交替要員あり）を基本とする。
5. 工事における安全施工
山梨県土木整備部監修令和7年10月改正「建設工事必携」土木工事安全施工技術指針によること。

建設機械に関する特記仕様

1. 本工事の施工にあたり土木工事共通仕様書で定める建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国交省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすものとする。
また、国土交通省のホームページにより確認すること。<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm>
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議のうえ設計変更するものとする。
また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。
2. 低騒音型建設機械の使用
本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日 建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局あて最終改正昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号 最終改定平成13年4月9日 国土交通省第487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。
また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

建設副産物処理に関する特記仕様

1. 建設廃棄物の適正処理及び県内中間処理施設での優先処理
建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等は、廃棄物処理法に基づく許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。また、再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書を提出するとともにその内容を説明すること。
なお、本工事から排出される廃棄物は、自県内処理が好ましいため、県内の再資源化施設で処分することに努めるものとする。
受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
2. 処理方法
中間処理許可業者への委託処理
3. その他
① 工事受注後、速やかに施工計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。
② 中間処理業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
③ 中間処理業者に持ち込み後、速やかに建設廃材の処理状況を作成し、工事竣工検査時に提示すること。
④ 受け入れ数量及び、中間処理業者が明記された受領書を委託時に受け取り、工事竣工検査時に提示すること。
⑤ 地中部分の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
⑥ この特記仕様書に明記されていない場合は、監督員の指示に従うこと。
⑦ この特記仕様書によりがたい場合または、疑問を生じた場合は、監督員と協議すること。
4. 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出
受注者は、国土交通省が公表する「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）現場揭示対応版」のEXCEL様式または建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。受注者は、同時にその内容を説明しなければならない。（以前より使用していたクラスを使用した様式での提出はH30 センサスの対応していないため不可）
工事は完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事打合せ簿に添付して、発注者に提出するとともにEXCELデータを監督員に提出するものとする。ただし、建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、EXCELデータの監督員への提出は不要とする。（EXCELデータの提出方法は、監督員と協議によるものとする。）
なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。
※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること
URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-18建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準 [5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準 [7] 再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。
5. 建設発生土の搬出
本工事の建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
①搬出場所:北部開発株式会社 甲斐市牛字三石3619番1外33筆、甲斐市牛字入矢木羽3739番1外34筆、甲斐市牛字入矢木羽3823番外1筆
②運搬距離:15km
③その他:1.搬出に際し、発生土について土質試験を行うこと。
2.土砂搬出時間は8:30から17:00までとし、日曜祝祭日は作業を行わない。また、悪天候により閉鎖する場合がある。
3.搬出調書を作成し、監督員に提出しなければならない。
4.工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督員と協議するものとする。
6. 建設発生土の搬出先市町村への情報提供
請負者は、本工事から建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ100㎡（地山量）以上搬出する場合は、搬出前に指定様式により搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する次の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。
なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
① 工事件名、工事概要、工事場所
② 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
③ 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
④ 建設発生土の運搬業者名
⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
⑥ 建設発生土の発注場所から受入先までの運搬経路
⑦ 建設発生土の搬出時期
⑧ 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）
※搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

工事写真に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書に基づき写真管理を行うこととするが、工事写真の納品方法については、甲府市建設工事写真 電子納品要領を適用す
2. ここに定めなきことは、受注者と発注者の協議により決定する。

事業損失防止に関する特記仕様

1. 工事期間中は、必要に応じて地盤沈下、振動等の測定及び沿道の調査を行い、監督員に報告すること。
2. 工事期間中沿道に被害があった場合は、速やかに状況を調査し、監督員に報告しなければならない。

保険の付保及び事故の補償等に関する特記仕様

1. 受注者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
2. 受注者は、工事契約締結後1ヶ月以内に建退共済制度の発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、工事契約締結当初は製品製作等の段階であるため建退共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ監督員に申し出る
3. 受注者は、工事の施設に必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原形同等以上に復元しなければならない。また、既存樹木は、日照、通風、地下水等の生育条件をできるだけ変化させないような配慮をし、掘削等に伴う根系切断への対応のほか、周辺の地形の変化による生育基盤の変化等への対策を行うこと。
4. かしの修補または損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第44条第2項に示すとおりとする。
5. 受注者は、工事保険の写しを、監督員に提出すること。

仮設に関する特記仕様

1. 現地の状況を十分把握し、安全性・経済性・構造等については、受注者が十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。また、騒音・振動などにより周辺住民から苦情が寄せられた場合は、直ちに工事を中止し、工法などについて監督員と協議するものとする。
2. 作業に必要な車両等の出入りには十分注意すること。

工事カルテに関する特記仕様

受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（(財)日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえで、(財)日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。
- ② 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- ③ 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。
- ④ 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

余裕期間制度の適用に関する特記仕様

1. 主任技術者又は監理技術者の専任期間
 - ① 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
 - ② 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は管理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に関する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は、管理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認したうえで、受注者に通知した日（例：「完成検査結果通知書」等における日付）とする。
2. 工期
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（フレックス方式）を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間の終期とすることができる制度の日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。
なお、余裕期間を設定する場合は、契約日に工事の始期を発注者に工事開始日設定通知書により通知しなければならない。
なお、余裕期間設定後に余裕期間の変更が必要となった場合については監督員と協議すること。
 - ① 工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期:令和8年8月12日から令和9年2月26日まで
工事開始日:令和8年8月12日から令和8年10月9日の間で受注者が選択する日
※契約時に工事開始設定日通知書の通知がない場合は、余裕期間を設定できない。
※余裕期間選定後の余裕期間の変更については、選定した工事開始日の7日前であれば、変更理由が記載された工事打合簿により変更協議可能とする。
なお、低入札価格調査等により、必要とした日数を余裕期間から控除する。
また、調査等により工事の始期予定日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。